

下関市立大学学長補佐に関する規程

令和 2 年 5 月 1 日

規 程 第 3 4 号

(設置)

第 1 条 下関市立大学（以下「本学」という。）に、学長補佐を置くことができる。

(職務)

第 2 条 学長補佐は、学長を補佐し、学長の指示する全学的な企画、立案等に参画し、かつ、必要な調査検討等を行う。

(指名)

第 3 条 学長補佐は、本学の経営又は教育研究等に関し広くかつ高い識見を有する教員又は事務職員のうちから学長が指名する。

(任期)

第 4 条 学長補佐の任期は、1 年とする。ただし、任期の始期が 4 月 1 日でない場合の学長補佐の任期は、当該始期の属する年度の末日までの期間とする。

2 学長補佐は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、学長補佐の任期は、指名した学長の任期の終期を超えないものとする。

4 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、学長が欠けた場合の学長補佐の任期は、後任の学長が任命される日の前日までの期間とする。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。